

講義3

13:30 ~ 14:30

経営資源 【もの・クラブハウス】

－ 指定管理者制度におけるNPOマネジメント－

講師 藤井 誠 氏(IEC代表)

指定管理者制度とは何か？

これまで：公共施設管理 行政（施設管理条例によって独占）
企業・NPO団体・ボランティア団体（任意団体）の管理・維持・運用を認める
（審査委員会を経て） 最長5年間の単年度契約

背景にあるもの

公務員の削減、財政難 小さな政府へ ex)独立行政法人（非公務員）

現実として

財団、社団、公社といった外郭団体への委託（5年の猶予期間）
企業への委託（条件として公社職員の再雇用、収益のキックバックなどを盛り込む）

海外の場合...

管理・維持は行政資金による
ただし運営は指定管理者が自前で行う

日本の現状は...

いろいろな事業も委託の中に盛り込まれている

将来的な自主管理、自主運営が達成できるかどうか

企業が受託した場合

利潤の上乗せがある
それに比べてNPOならばコストが安くすむ

スポーツクラブが指定管理者になることのメリット

拠点ができる = 事務所がただ クラブの顔
基本的財源の一部確保（管理人件費） 資金
参加 / 協働 事業と予算の適正化（自分たちで考えるから

体育館の運用を考えると...

企業：メンテナンス、整備

行政：事業の受託

専門家：アドバイス

住民：参画

といった様々な協力を得て地域オリジナルのチームを作っていくことが必要
クラブ（マネジャー）はそのプロデューサーとして活躍

警備、メンテナンス（水回り・機械の保守点検）、光熱水費、修繕費は
見積もりを取って安いところへ発注

NPOだからといって企業や公社よりも管理費が安くなるのはおかしい
管理費・維持費は同じ
運営のコストが抑えられる 寄付金がもらえる